

◆ハーバーマス略年譜

- ・ 1929年 ドイツのデュッセルドルフで生まれる。
- ・ 1945年 第二次世界大戦でドイツは敗戦国となる。15歳のハーバーマスの味わった敗戦とその後の激変は彼の心に大きな痕跡を残した。アメリカの指導による民主主義の理念に触れ、感名をうける。
- ・ 1948年 (18～19歳) 通貨改革を初めとする資本主義経済の回復と、社会体制の復古が進み、ドイツの「精神的改革」への期待は打ち砕かれる。
- ・ 1949～54年 (19～25歳) ゲッティンゲンとボン(一時チューリッヒ)の大学で、新カント派、現象学、哲学的人間学などを学ぶ。哲学以外では、歴史学、心理学、ドイツ文学、経済学を学ぶ。54年にシュリングに関する論文で、博士号を取得する。
- ・ 1961～71年 (31～41歳) 「公共性の構造転換」が教授資格論文として受理され、ハイデルベルグ大学教授に就任する。64年にフランクフルト大学へ移動。
- ・ 1971～83年 (41～53歳) 「科学技術的世界の生活条件研究のためのマックス・プランク研究所」の所長に就任
- ・ 1983～94年 フランクフルト大学教授に再び就任し、94年に退職。同名誉教授となる。

◆主な著作

- 1962年 「公共性の構造転換」刊行
- 1968年 「認識と関心」刊行(この本で批判的社会理論の認識論的基盤を確立しようとしたが、後に方針を変更)
- 1976年 「史的唯物論の再構成に向けて」刊行
- 1981年 「コミュニケーション行為の理論」刊行
- 1992年 「事実性と妥当」刊行

◆公共性の構造転換

・この本の問題関心

ハーバーマスは「市民的公共性」という類型を分析し、特定時代に固有な歴史的カテゴリーとして捉える。ハーバーマスは様々な仲間達による議論が、いつ、どのような条件のもとで、政治的な行為の信頼しうる基盤になっていくのかを考える。そして、この問いかけは民主主義の理論にとって重要なものであり、地位によってではなく、議論によって決定を下そうとする私人たちが、公共の問題を巡って合理的—批判的(根拠づけに基づいて判断を下す)な議論を行うための社会的条件について考える。

・基本的な流れ

市民的公共性の自由主義モデルの成立と、社会福祉国家における自由主義モデルの変貌を研究する。18～19世紀にフランスの社交界のサロン、イギリスのコーヒー・ハウス、ドイツの読書サークルで、自律的に文化的・政治的討議を行う「市民的公共性」が発達し、政府当局に統制された公共性と対抗していた。しかし、19世紀の末には自由主義の時代は終わりをつげ、国家が計画、分配、管理という形で社会運営に干渉してくるようになり、市民たちはその受け手となる。国家と社会が相互浸透していくにつれて、市民はもともとの意味で「市民的公共性」の原理を喪失し、公衆は、公共性なしに論議する専門家たちからなる少数派と、公共的に受容する一方の消費者達の大衆とへ分裂し、こうしてそもそも公衆としての特有なコミュニケーション形態を喪失していく。

ハーバーマスは市民的公共性の原理基盤となる社会構造（下部構造）の変化による、市民的公共圏の社会的・政治的構造変化を明らかにしながらも、近代国家はみずからの真理性の原理として人民主権を前提しており、この人民主権は公論であるという前提をとっていることを主張する。ハーバーマスは市場や行政官僚制がなければ極めて複雑な社会を維持していくことができないことを認めながらも、自由主義的法治国家から社会福祉的法治国家への転換を果たし、福祉国家の立場で要請される政治的な権力行使と勢力均衡の公開性を確立させ、大衆社会的状況に討議的な民主主義の形態を浸透させていくことが重要であると考えている。

第一章 序論 市民的公共性の一類型の序論的区画

◆第一節 出発点への問い

・古代ギリシヤ的公共性のモデル（公的なものと私的なものとの区別 二分法）

1. 自由な市民たちに共同な国家の生活圏＝公的

2. 各個人に固有な家の生活圏＝私的

→市民たちの公共生活への参与は、家主としての私的自律が条件。

→このモデルは中世全体を通じてローマ法の諸定義のなかで伝承されていく。

→このモデルが法技術的に再び有効に適用されるには、近代国家及びこれから分離された市民社会の成立を待たねばならなかった。

→これらのカテゴリーは、特有な意味での市民的公共世界が自らの自己理解と法的制度化を遂げるにあたっての根拠として用いられるようになる。

→19世紀から、公共世界の社会的基礎が解体過程に入る。（公共性の機能の弱体化）

◆第二節 代表的具現の公共性の類型

中世には古代的なモデルによる公共性界と私的生活圏との対立が存在しなかった。

→

中世盛期の封建社会では、君主の証印のような支配権の属性が「公印」と呼ばれるように、支配権の公的表現のようなものは存在した。

→

「公印」は人民の前で支配権を具現するものとして使われる。(代表的具現性)

→

その後、宮廷貴族的支配層は、18世紀における上流社会の生活圏を形作っていった。

◆第三節 市民的公共性の成立史

13世紀以来、初期の金融及び商業資本主義は大規模な定期市場を発生させた。

→

新しい社会秩序の諸要素(商品・情報の流通)が形成され、金融資本的技術が発達し、家産経済の垂直的な支配身分体系の従属関係には組み込まれえなくなった。

→

初期資本主義の交易体系の諸要素は、重商主義の局面にいたって、初めてその革命的な威力を発揮する。この局面で、国民的・領邦的経済が近代国家と同時に形成されてくる。

→

16世紀以来、資本基盤を拡張して組織された貿易会社は、上昇する資本需要を満たし、増大する企業リスクを分散させるために、これらの商社は株式会社としての形態をとった。また、そのために強力な政治的保障を必要とした。

→

身分的諸権威が国王の権威によって陪臣化されるにつれて、具現的公共性が衰退していくが、これに代わって近代的意味における公権力の勢力圏が拡大する。

→

公権力の勢力圏は、恒常的行政と常備軍という形で客体化され、商品と報道の流通の恒常性に対応して、国家活動が常軌的になる。

→

この「公的」という属性は、権威をそなえた人物を取り巻く具現的な「宮廷」に関わるものではなく、むしろ合法的実力行使を独占する装置の、職権に従って規制された運営に関わることになる。

→

領主権は、「内政業務」へ転化し、これに包摂された民間人たちは公権力の受け手として、「公衆」を形成する。(政府の対応物としての市民社会が構成される。)

→

また、資本主義の重商主義的段階を通じて、私的経済活動を営むための経済的諸条件が変化し、各自の家政外にある市場へ包摂される。

→

この段階における政治的社会的秩序の内部では、初期資本主義的取引体系の要素である情報(新聞)が起爆力を発揮し、行政当局が行政目的のために情報(新聞)を活用しようと

する。

→

これらの当局が公示を「公衆」宛てに発表することによって、公権力の受け手は初めて本格的に公衆となった。

→

しかし、これらの公示はせいぜい「教養のある身分」にしか届かず、近代国家の成立と共に、「ブルジョワ」という新しい層が成立し、「公衆」のなかで中心的な位置を占める。

→

本来の意味での「市民」（手工業者・商売商などの旧来の職業身分）は、社会的地位が下落する。

・まとめ

重商主義政策によって主として影響され、登用された社会層のうちに、政府は一種の反響を引き起こし、これが市民的効用性の公衆としての自覚を促した。この市民的公共性は、市民社会の私有圏への公共的関心がもはや単に政府によって保護されるだけでなく、臣民自身によって自らの関心事として考慮に入れられるにつれて発展していく。

第二章 公共性の社会的構造

◆第四節 基本構図

市民的公共性は、公衆として集合した私人たちの生活圏として捉えられ、市民的公衆の公権力に対する権利要求は、既存の支配の原理を掘崩そうとするものである。

→

彼らがこの支配原理に対置する監査の原理が、まさに「公開性」なのであって、もともと支配そのものの性格を変化させようとするものである。

→

公衆は支配権を「理性」の尺度と「法律」の形式に従わせ、このことによって支配権を実質的に変化させようとする。

→

公共的論議の自己理解の特色は、家父長的な小家族の親密な生活圏において公衆に関心をもつ主体性から由来する私的経験に導かれていることにある。

→

小家族的な親密領域から起こった主体性は、いわばそれ自身の公衆というべきものを形成する。

→

また他面では、公権力の公共性の傘の下で非政治的形態の公共性が形成される。これが政

治的機能をもつ公共性の前駆をなす文芸的公共性である。

◆第五節 公共性の制度（施設）

17世紀のフランスでは、宮廷の具現的公共性を市民的公共性に転換させる力量をもった「都市」が現れた。

→

喫茶店やサロンでは、最初は文芸的な、やがては政治的な批判の中心であり、貴族主義的社交界と市民知識層との間に、一種の教養人としての対等関係が次第に形成されていった。

→

サロンのなかで行われていたことは、経済的従属関係から解放され、かつ私人たちの間の持続的討論を組織化するものであった。

→

公衆は、聴衆や観客としての財産と教養さえあれば、市場を通じて討論対象を得られるすべての私人からなる公衆のなかにおき、その中で自己を理解していった。

◆第六節 市民的家族 公衆に関わる私生活の制度化

・17世紀におけるイギリス土地貴族の生活様式の変化（意志の自律という価値観に影響）生活の私有化は建築様式の変化に現れた。（個々の家族成員のための部屋が拡大→成員の孤独化が美德になる。）

→

上流階級にとって最も部屋は社交のための客間（サロン）になる。

→

家族サークル圏は労働と商品交易の基盤の上に成立し、独立性の意識もその親密領域が市場の私的（民間）領域を基盤としている関係から理解される。

→

この自己意識を帯びた家族は、自由意思に基づき、自由な個々人によって創始され、強制なしに維持されているように見える。（自由意思、愛の共同体、教養の三つの契機が、フマニテート、人間形成の概念へ結集する。）

→

このような市民層が文芸的公共圏を形成し、このなかで家族的親密性から由来する主体性が、自己理解を遂げた。

→

我々は市場の圏を私有（民間）圏と呼び、家族を私生活圏の核心として親密圏と呼ぶ。（親密圏は市場の要求に深く巻き込まれている）

◆第七節 文芸的公共性と政治的公共性との関係

文芸的公共圏の機能変化によって、政府当局の監督をうけていた公共性が、論議する私人たちの公衆によって、公権力にたいする批判の圏として機能転化した。

→

近代的公共性は公共的に議論する社会の公民的課題へと推移していった。

→

近代的公共性の政治的課題は、親密化された私生活圏の権利経験をいわば後楯にして、既成の国王権威に反対して、公開性を要求することになる。

→

市民的公衆の政治的議論は、普遍的規則に従って行われる（この規則は個人の面では自由な活動を保障することを与える）

→

論証の力から生まれる公論は、その理念から言えば、正論と正義とを一挙にいいあてようとする道徳的に高望な合理性を要求するのである。（＝アプリオリな道徳法則＝事象の本性に应ずる）

→

社会生活の圏についてもそれが掲げようとする「法則＝法律」は、一般性と道徳性という形式的基準と並んで、実質的基準としての合理性をも自己主張しうる。

第三章 公共性の政治的機能

◆第十節 私的自立の圏としての市民集会 民法と自由化された市場

政治的に機能する公共性は、市民社会が自己をその要求に应ずる国家権力と媒介するための機関という規範的な地位を得る。

→

この「発展した」市民的公共性を成り立たせる条件は、傾向的に自由化された市場であり、これは社会的再生産の圏における交渉を、できうる限り私人相互の間の問題とし、市民社会の私有化を完成させる。

→

絶対主義の下では、政治的法機能は公権力に集約されていた。この公的圏から分離された領域はまだ、官憲的統制からの解放という意味で、「私的」になっていなかった。

→

近代法はこのような原則を撤廃していき、民法の大規模な法典化によって、厳密な意味での私生活圏、すなわち身分的および国家的負担から傾向的に解放された私人相互間の交渉を確保する規範体系が展開される。

→

これらの法典化は、私有財産制度と、この関連事項としての契約、営業、相続の基本的自

由を約束する。

◆第11節 市民的法治国家における公共性の矛盾をはらんだ制度化

自由市場の法則のみによって規定された社会は、単に支配権であるのみならず、そもそも暴力なき圏であることを標榜する。

→

私有（民間）圏が傾向的には権力から中立化され、支配から解放されるように、その経済的基本体制の法律的保障（取引の予測可能性の保障）によって「自由市場」の秩序も保護される。

→

ブルジョワ法治国家の基準は、権限への適合と司法の整合となる。つまり、「合理的」行政と「独立」の司法が組織論的な前提条件となるのである。

→

市民的国家としての法治国家は、法律と公論の関連を制度的に確保しようとして、政治的に機能する公共性を国家機関として確保しようとする。

→

この法律は、ある理性的普遍的なものであり、意志ではなく理性であるから、法律の支配は、支配一般の解消へ向かう志向をもっている。

→

立法は権力として構成されるが、それは理性的な合意の成果とみなされる。（公論は意志を理性に転化させる趣旨のものである）

→

「公共性」の支配とは、それ自身の理念によれば、その中で支配一般が解消するような秩序のことである（権威ではなく、真理が法をつくる）

→

公共性の圏とその諸機能が基本法（思想と表現の自由、平等の選挙権、人身の自由など）によって画定される。

→

基本権が公共性の圏と私的なものの圏を保障することによって、公共性は国家諸機能そのものの手続きにとっても組織的な原理となる。公開性の必要はこの意味で説かれる。

第四章 市民的公共性 イデーとイデオロギー

◆第十二節 公論（論点の前史）

1. 17世紀 ホブズ

・君主の「権威」にのみにもとづき、臣民の確信や信条には拘束されない国家を構成する。

→信仰や判断や推量などのすべての作用を「意見」の圏内へ引き入れて水平化する。(良心も一つの意見にすぎない)

→宗教的信念の価値を格下げし、私的信念一般の格上げに通ずる道をつくった。

2. 17c末 ロック

・「意見の法」は美德と悪徳を裁くというよりもむしろ、美德は「公的評価」によって測られると考える。

→「意見の法」は公論の法とは理解されない。(意見は論議に加わるのではなく、沈黙の同意によるもの)

→「意見」は「公論」のように教養(と財産)という前提条件に制約されていない。

→「意見」は、後に偏見として公論が批判的に対決するようになる「習慣」の素朴な表明にすぎない。

→それでも、ロックにおいて意見は、偏見からきりはなされる。

→イギリスでは、「意見」は、「公共精神」(一般的意見)という語を経由して「公論」へと発展する。

3. 18c フランス ルソー

フランスでは、「公共の意見」は、伝統や「良識」に支えられた人民の意見とみなされる。

→ルソーは「一般意志」を、無反省な「意見」、その前公共的状态における意見と合致する「公論」に結びつける。

→各人は人身と財産を一切の権利もろとも共同体にゆだね、それ以後は、一般意志の媒介によって万人の権利と義務に参与する。

→この社会契約は、無条件の委譲を要求し、「人間」はすべて「市民」に解消される

→「社会状態」の中で「自然秩序」を再興しようとする。

→一般意志は多くの私的利害の競争から出発するものではなく、一種の人間性の本能として、自然状態の中から社会状態の中へ現れる

→憲法の精神は国家市民の心胸にある

※「意見の法」と「一般意志」の違いは、前者には立法の任務はないが、後者には備わっていることである。

→ルソーの考える「一般意志」をもとにした直接民主主義は、非公共的意見を根拠にするため、間接的な影響力の権威に訴えるよりほかにない(「啓蒙された公衆」の公共的議論による公論ではない)

→世論操作的実力行使を必要とする

◆第13節 政治と道徳の媒介原理としての公開性—カント—

4. カントにおける市民的公共性の理念の確立

公論は、道徳の名において政治を理性化するものである。国内で市民的自由を、国際間では世界的市民的平和を保障するすべての法的義務は、完全に正義な秩序という理念へ結晶化する。

→

カントは公開性を法秩序の原理であるとともに、真理の試金石とみなす。個々の意見が万人にとって普遍的な意見だとすれば、この試金石に照らすことで、ただひとり政治と道徳の合致を保障する原理とみなされる。

→

理性の公共的使用は常に自由（意志の自律）ではなくてはならず、公共性は万人の理性の公共的使用の中で実現される。

→

「人間たち」（理性的存在者）の論議する公衆は、「公共性」の問題に関して意見を交換するときには、「市民」の公衆として成立してくる。

→

この政治的機能を帯びた公共性は、「共和制」のもとでは自由主義的法治国家の組織原理となる。（この枠組みの中では、市民社会は私的自立の圏として確立される）

→

この法治状態を成立させるために政治権力を使用するべきであるとカントは考えるが、これらの条件は、私的自律に委ねられた、自由競争下の商品所有者たちの社会関係に依存する。

→

しかし、この制限（私有財産の所有者のみに権利を与えること）が公共性の原理と成立しうるのは、私生活の圏内で自由競争の有効なメカニズムが働いて、取得と財産の平等な機会が成立しているときに限られる。

→

よって無産者たちは政治的に論議する私人たちの公衆から排除される。（いつか市民になりうる階層として考える）

→

公共性の普遍性は、理性の自己実現の歴史的進行の途上で、経験的意識一般の普遍性（「公共の合意」）を要求しようとするのであり、それにヘーゲルの法哲学が、初めて公論という名を与えることになる。

◆第十四節 公共性の弁証法によせて—ヘーゲルとマルクス—

5. ヘーゲル（市民的公共性の理念の解体）

カントにおいて「公共の合意」、ヘーゲルにおいて「公論」と呼ばれるものは、議論する私

人たちがつくる公衆の中で成立する意見である。

→

カントに対してヘーゲルは、公論というものは単に形式的な普遍性をもつにすぎず、その実質的内容は、そのような形式の外に求めるよりほかならないのであるから、その普遍性にはどこまでも偶然的要素がつきまとっていると考えた。(反省的認識が可能)

→

ヘーゲルは、「公共の合意」はむしろ、自然に生じた不平等を、知的倫理的教養の不平等にまで深めていく市民社会の現状を目の当たりにした(労働者階級が無視され続けている)ことから、公論を公共の合意とみなそうとする自由主義の擬制を、破壊しようとする。

→

公衆として集合した私人たちの公論は、その統一と真理性を実現するための基盤を、もはや保有しておらず、多数者の主観的理念という水準へ転落する。

→

公論はカントの定義を失い、もはや常識となり、一種の先入観となって国民の中に混濁しながらも、「真実の欲求と現実の正しい傾向」を反映している。

→

公共性は、精神が国家という形態で自ら築いた客観性の各人の主観的意見を統合するための方便にすぎなくなる。

→

ヘーゲルは、「完全に正義な秩序」の中で、理性を実現するという理念を堅持しているが、公衆の政治的論議すなわち公論は、この合致の保障者たる資格を奪われた。

→

それにかわって、倫理的理念の現実態としての国家が、それ自身によって、その単なる現存によって、この保障者の役を引き受けることになった。

→

公論はそれ自体として判別の尺度をもたず、また実態的側面を自力で明確な地位へ高めていく能力を備えていない。

→

公論が私見(十分に立証されていない意見=Meinung)の圏内へ追い返される。

→

市民社会も、国家の支配なしではすまることができない。それは解体への自然的傾向をそなえているだけに、むしろ政治権力による統合を必要とする。

6. マルクス

マルクスは、公論をブルジョア的階級利害の仮面をかぶった虚偽意識として弾劾し、この公論の下で政治的に機能する公共性を批判する。

→

私人としての資格（財産と教養）を取得できる機会の平等を保障する社会的条件の欠如などを挙げて、市民的公共性の理念のよりどころのすべての擬制を破壊する。

→

社会生活の再生産の中で、権力関係が有効に中性化されず市民社会そのものがまだ暴力に依存している間は、政治的権威を理性的権威に後退させる法治状態を、この基盤の上に建てることはできない。（ブルジョワ的法治国家は単なるイデオロギーにすぎない。）

→

私的領域と公的領域の分離こそ、資本主義のこの段階では、市民的公共性の理念に込められていた約束の実現を阻害するものなのである。

・社会的前提条件の変化にともなう市民的公共性の構造変化

19世紀の中頃になると、市民的公共性が財産処分権と私的自立の基盤を欠くゆえに、私生活圏としての社会の存続にいかなる関心をも抱きえない集団によって占領されるであろうという見通しがひらけてきた。

→

もしもこれらの集団が拡大された公衆として、市民的公衆の代わりに公共性の主体へ昇進するならば、公共性の構造は根本から転化せざるを得ない。

→

プロレタリアート（無産大衆）にとって、社会生活の再生産そのものが、一般の関心事となるので、公共性は原則として、社会の再生産に必要なすべての過程の指導と管理に関する公的な審議決定の圏となる。

→

これらの条件のもとで、公共性は人間の間人間に対する支配としての政治的支配を、理性的なものへ変革することを本当に実現できるはずであると考えられる。

→

この新しいモデルによれば、自律はもはや私有財産に基づくのではなく、公共圏そのものの中に根拠をもつものでなければならなくなる。（私的自律は、社会市民の公衆が社会主義的に拡大された公共性の機能において初めて形成する根源的自律の派生態）

→

公共性はもはや、私有財産主たちの社会を国家へ媒介するのではなく、むしろみずから社会へ溶解されていく国家の計画的建設によって、自律的公衆が私人としての自己に個人的自由の圏を保障する。

◆十五節 自由主義理論に現れた公共性の両価値的把握 — J S ミルとトクヴィル

・市民的公共性の消失過程

19世紀の中頃、「公論」の社会的前提条件が変化し、市民的公共性の原理を否認せざるおえない状況へ追い込まれるが、自由主義護教論者は市民的公共性の古典的モデルと弁証法的に投棄されたその反対モデルとに共通な基本的前提条件そのものを、改めて問題として捉えることによって、社会主義的批判論に対する優位性を得た。

・自由主義者たちの主張

自由競争の秩序は、私有財産取得の機会均等による、政治的公共性への参加権を人民に解放する約束を実現しえなくなっている（政治的権利の行使をブルジョワ階級に限定）ので、選挙制度改革を行い、公衆を拡張させる。

→

その結果、公衆の拡大にともなって公共性の圏内へ流れ込んでくる敵対的利害（階級）関係は、和解されないまま分裂した公論のなかでそれぞれの代表を調達するようになる。（公論は画一化の強制として機能する＝君主に代わり公論が暴力支配を行う）

→

ミルやトクヴィルは、公論はせいぜい暴力の抑止力になるが、公論自身も強力に制限される必要があると考えた。

・支配的意見となった公論をどうするか？（寛容の要求）

論議する公衆の自己決定の理念が、財産と教育のない大衆の流入によって質的低下をきたすと、自由主義は公論の力に抵抗し始める。

→

大衆の情念に感染した公論は、物質的に独立な市民たちの権威ある洞察によって浄化される必要があると考える。（エリート公衆の議論によって公論を感化するべき）

→

しかしながら、次第に組織される資本主義の歴史の中で、公共性と私生活圏との本来の関係は、事実上解消し、市民的公共性の基本構図は崩される。

→

公共性はますます広範な社会圏へ浸透し、同時にその政治的機能（公共化された事態を批判的公衆の統制化に服させるという機能）をますます失っていく。

第五章 公共性の社会的構造変化

◆第十六節 公共圏と私的領域との交錯傾向

19世紀末の新しい干渉主義（民間圏内の利害衝突を政治の場面へ移し替えることから生まれる）の担い手となる国家は、政治的に機能する公共性の憲法化によって市民社会の利害関係と傾向性に連帯させられた国家である。

→

経済的に弱い立場にある社会集団の保護や保障などの課題を計画的に促進するために、国家の計画機能が登場する。(民間の経済活動を枠組み計画で調整)

→

国家は法律と措置によって、商品交易と社会的労働の圏内に深く侵入してくる。

→

社会圏への国家的介入に対応して、公的権能を民間団体へ委譲する傾向も生まれる。(公法の私法化、私法の公法化という面が現れる)

→

国家と社会の中間から成立してくる社会的領域は、再政治化された社会圏である。

→

この社会圏は、自由主義的形態における公共圏を解体させていく。

◆第17節 社会圏と親密圏の両極分解

国家と社会が相互浸透するにつれて、小家族の制度は社会の再生産過程との連関から解き離されていき、家族はますます私的になり、労働と組織の世界はますます公的になる。

・工業的大経営の発展と官僚的経営の発展による新しい社会的労働の諸形態の出現と、それに伴う家族構造の変化

大経営はその従業員や労働者に対して身分保障を引き受け、即物化された労働関係の特徴を備える勤務関係によって、人間ではなく制度に拘束される。

→

大経営においては、家庭の収縮した私生活圏に対して、職域が準公共的領域として自立化するようになる。

→

私的自立は、自決的機能よりはむしろ消費機能のなかで維持されており、家族がその経済的任務から解放されるにともなって、これと相補的に人格的内面化の力も失われた。(家父長的小家族における父権の解体)

→

公共性と私生活の間には絶えず相互関係が存在するようになる。

◆第十八節 文化を論議する公衆から文化を消費する公衆へ

家族そのものの構造変化により、もともとは政治的性格を帯びていた文芸的公共性に代わって、文化消費という疑似公共性もしくは、疑似私的な生活圏が出現する。

→

文芸的公共性は、今日ではマスメディアの消費文化的公共性を通じて小家族的内部空間へ放流される社会的影響力の落下口となる。

→

文化を消費する公衆のレジャー活動は、そもそも群居的な雰囲気ですぐに、しかも討論へもちこまれる必要はない。(公的コミュニケーションの墮落)

→

また、公共的論議(討論)そのものが消費財の形態をとってくるようになる。

・ 商業的な機能をもつ大衆紙の登場

大衆紙は、主として政治的動機から起こった広汎な大衆層の公衆参加を、商業的な方向へ機能変化させたことに基づくものである。

→

政治的に論議する新聞の勢力は衰え、むしろ政治的公共性よりも文芸的公共性からの遺産を継ぐ文化消費的公衆が主導権を握る。

・ 公衆の分裂

公衆は、公共性なしに論議する専門家たちからなる少数派と、公共的に受容する一方の消費者達の大衆とへ、分裂し、こうしてそもそも公衆としての特有なコミュニケーション形態を喪失する。

◆ 第十九節 基本的図式の消滅 市民的公共性の崩壊の発展経路

マスメディアによって普及された消費文化的公共性は、経済的にも政治的にも広告の機能を引き受けることによって、公私のカテゴリーには包摂しきれない特殊(中間的)な、再政治化された社会圏が成立する。

→

文芸的公共圏と政治的公共圏との関係は、今日では消費文化として脱政治化された公共性によって、庶民化された「政治的公共性」が吸収されていく傾向が強まった。

→

公共性はいわば上(国家権力)から展開され、公衆の意識操作を可能にしており、批判的公開性は操作的公開性によって駆逐される。

→

市民社会は、広報活動によって造形されるようになるにつれて、封建主義的な相貌を帯びる。

・市民的公共性の原理の解体

国家が計画、分配、管理という形で社会運営のなかへ干渉してくるので、規範の普遍性を原理として守りぬくことはもうできなくなる。

→

議会的公共性が失われているのに成立する法律には、もはや「真理性」の契機を認めることはできない。

→

カントにおいてきわめて明確に打ち出されていた公共性と支配との連関は見られない。
(公開性の原則にも、もはや政治的支配権の理性化という課題が負わされなくなった)

第六章 公共性の政治的機能変化

◆第二十一節 公開性の原理の機能変化

20世紀の末に管理機構の広報政策が既存のマスメディアを利用し、その地位を強化し始めた。(意図的な意見操作を行う)

→

公共性の機能としての議会の立場が弱まるにつれて、国家から社会への、そして社会から国家への変圧装置(団体と政党)が強化される。

→

私的利害が集団的に組織されて政治的形態をとることを余儀なくされると、公共性は議会における合意や協定という古典的形式にはおさめることのできない利害調停という課題を背負いこむ。

→

民間団体の公然たる目標は、多数個人の私的利害を共同の公益へ転化させ、団体の利害をある普遍的利害としてもっともらしく顕示することにある。

→

公共性はその自治体的基盤を失うとともに、その場所を失う。それは一面では私生活圏に対する明確な境界を失い、他面では、「世界的公共性」にたいする明確な境界を失った。

(公共性はその外部においても、内部においても構造的転化を遂げる)

・議会の機能転化と公共性の課題

公開性は、もはや批判の原理ではなく、操作される統合の原理へと転化した。

→

議会的公共性が人気投票によって歪められるのに対応して、裁判の公開性も消費文化的に歪められる。

→

今日では、議会討論と裁判手続きを人気投票的公共性から保護する必要が唱えられている。

→

変化した状況のもとで、古典的な公開性要求の趣旨を復古的なものへの錯倒から守るためには、非公共的な公開性要求による補充において、いままで、みずから公共性の監視下に服するよりも、むしろ他の制度の公共性を食物にしてきた諸制度にも公開性を要求することが重要である。

→

このような理性化の関係においてのみ、新しい政治的公共性が形成される可能性がある。

◆第二十三節 自由主義的法治国家から福祉国家への変形過程における政治的公共性

政治的公共性が今日において実際にふるっているような諸機能と、政治的公共性に要請されているような諸機能との間にはズレがある。

→

社会福祉国家は自由主義法治国家の伝統（言論と思想、結社と集会、報道の自由を保障する基本権・社会を私的自律の圏として保障）を継承して、社会的諸関係の計画的設計へ進むことを迫られている。

→

基本権は民主主義の実質的法治国家思想（平等性の命題、平等性の命題と自治思想における参加思想との結合）を経済秩序と社会秩序にも及ぼし、社会福祉国家思想に現実的内容を与えるものである。

→

そこで第一に、政治的に機能する公共性を保障する一群の基本権について、構造変化を遂げた公共性の事実上の形態にこれらを適用するためには、それらの本来の機能を積極的に参加の保障として解釈される必要がある。

→

第二に、私有財産の制度的保障をその中核として私権の基本的自由権を保障している一群の基本権は、職業や職場や養成機関の自由選択を含めて、もはや競争的資本主義に基づく私有圏の保障という意味には理解されなくなる。（社会国家の要請によってそのつど民衆主義的に遂行される利害調整に依存する。）

・まとめ

福祉国家の諸条件のもとで機能する公共性は、自らが自己生産の過程であることを自覚しなくてはならない。

→

すなわちそれは、巨大に拡張された公共圏内で自己自身につきつけられた公開性の原理を、その批判的有効性において収縮させようとする傾向と競合しながら、一步一步みずからを設定していくということである。

第七章 公論の概念のために

公論は憲法的に制度化された規範であるから、その社会基盤が市民的法治国家の初期状況以来どれほど構造的変遷を遂げているにせよ、政治的な権力執行と権力均衡を事実上拘束している諸手続きの重要部分は、批判的公共性によって規定されている。

→

近代国家はみずからの真理性の原理として人民主権を前提している。そしてこの人民主権は公論であるという前提をとっている。

→

厳密な意味での公論は、公式的なコミュニケーション領域と、非公式なコミュニケーション領域が、批判的公開というもうひとつの広報性によって媒介にされる限りにおいてのみ形成される。(福祉国家的民主主義の原理的基盤となりうる)

◆認識と関心（1968年）認識論を体系的な思想史として包括的に研究した本ハーバーマスは、近代を巡って絶対に避けて通ることのできないあらゆる哲学的な議論を、「信頼しうる認識はいかにして可能か」というただ一つの問題の解決を目指す「公平な審理」として「再構成」しようとする。

→

そのために近代に対して、自然科学から人文科学までまさに近代の学問分野をすべて支配する近代の認識論を修正し、批判する。

→

分析哲学を支配している根本の立場である科学主義（＝認識主観への問いを放棄する）の批判に焦点を当てる。

→

科学主義の批判とは、拒否されている反省をそれとして意識させる、言い換えれば、（現象学であるにもかかわらず）不問に付されている認識問題の次元を意識させるという課題を負っている。

→

この課題の解決に至る一つの道は、現代実証主義の前史の再構成を果たし、認識する主体に理性や合理性を取り戻させることである。

◆ハーバーマスに対する批判

1. ニクラス・ルーマンによる批判

ルーマンにとっては、実践的討議も目的合理的行為の諸計画もその歴史的に展開された諸形式とその諸可能性の限界の中では、複雑性の問題を正当に取り扱うことができない。

また、ルーマンは近代社会や後期資本主義が市民たちから、あるいは合理的な合意や規範的な合意という観点から理解され、組織化され、統合されうるとする前提そのものが「古いヨーロッパ」の自由民主主義の時代遅れになってしまった、もはや支持することのできない幻想であると非難する。社会は複雑化しており、従ってこのような方法では、社会を再生産し、統合することはできない。

2. 古いヨーロッパの社会形態を規範に依拠することによってよみがえらせようとする、ハーバーマスの修正主義的な試みに対する批判。

3. ハーバーマスは合理主義の遺産をすくいだし、理性をともなった実践につなげようとする試みだということはわかるが、先進資本主義における一般の人々の状況とは全く関係のない独りよがりの主知主義に溺れてしまっているという批判。

◆参考文献

公共性の構造転換	ユルゲン・ハーバーマス著	未来社
認識と関心	ユルゲン・ハーバーマス著	未来社
批判理論と社会システムの理論	ユルゲン・ハーバーマス、ニクラス・ルーマン著	
ハーバーマスと公共圏	クレイグ・キャルホーン編	未来社
ハーバーマス	中岡成文著	講談社